

適正な事務処理を行っていくために。
「リーガルチェック」の考え方を身に着けよう!

争訟リスク回避のための

自治体 リーガルチェック

法務の心得 21 か条

- 許認可等の行政処分や、行政指導、補助金交付等の予算執行など、日常の事務に潜んでいる法的リスクを把握したうえで仕事を進められるようになるための指南書
- 静岡市役所で「行政リーガルドック」の取組みを進めてきた著者による執筆

実務経験に
基づく
法務の心得

第 0 条

法律に強く、法律を使うことができる職員になろう。

地方創生時代の自治体職員には柔軟な政策法務能力が求められます。条例の制定や訴訟等の活用により様々な地域の課題や紛争を解決し、山積する課題に取り組んでいかなければなりません。

そのためには、まず、地域の課題を把握することが重要です。地域の課題を把握するためには、地域の現状と他都市の状況を比較することが有効です。地域の現状・課題は、議会での議論も含めた住民の生の声のほか、施政方針、総合計画、経営会議、定例記者会見、新聞等で常に把握するようにしましょう。また、住民の生活に密着した自治体の現場では、住民等との間で紛争が生じることが多くあります。話し合いによる妥協点を見い出せない場合には、裁判などの法的手続を踏んだ方が公正・公平な結論を導き出すことができる場合があります。

次に、地域の課題を把握することに加えて、法務能力を向上させることが重要です。この際注意すべきことは、法令は地域の課題を解決するための道具に過ぎないということです。自治体の現場でよく耳にする言葉として、「法務部門にできないと言われたらできません。」という類のものがあります。確かに、法律の明文に明らかに反する政策を実行することは難しいでしょう。しかし、そのようなことは稀であって、ほとんどの政策は何らかの工夫によって法律の規定と整合を図ることができるはずですが、その際、立法者意思を探求してみたり、ほかの類似の制度の活用を考えてみたり、全く別の角度、視点から考えてみたりすることが有効です。

こうした法的思考ができるようになるためには、自己の法務能力を向上させることが必要です。法務部門の職員であれば、相談に来た職員の相談意図を汲んで柔軟に対応する必要があります。政策立案部門の職員であれば法務部門に自ら立案した政策とそれを遂行するための法的根拠を示し、場合に

なぜその
心得が
必要となる
のかを提示

争訟リスク回避のための

自治体 リーガルチェック

法務の心得

21
か条



稲葉博隆 [著]

法的リスクは日常の事務に潜んでいます!

争訟に発展することを防ぎながら
仕事を進められるようになるための指南書

- 静岡市役所で「行政リーガルドック」の取組みを進めてきた著者が説く、実務経験に基づく法務の心得21か条
- 法律を使うことができる職員になろう!

第一法規

稲葉博隆 [著]

A5判・272頁 定価:本体2,600円+税

第0条 法律に強く、法律を使うことができる職員になろう。

よって論争を挑むくらいの意気込みで取り組むようにしましょう。
ここでは、法務能力を向上させるための有効な手段にはどのようなものがあるのか、一緒に考えてみましょう。

課題1 法的スキルを身に着けるにはどうすればよいか。

Q 先日、先輩から、「これからは政策法務の時代だから、しっかりと法律を勉強するように。」と助言をもらいました。法律という何か堅苦しい印象があるのですが、自治体の職員はどのように法律を学べばよいでしょうか。

A 法律と聞いただけで拒否反応を起こしてしまう方もいるようですが、自分から法律に触れるよう心掛け、法律に慣れることによって、徐々に馴染むことができますから安心してください。まず、法律・条例の規定には、①組織規範、②根拠規範及び③規制規範があることを理解してください。そして、自己の担当する事務の根拠となる法律、当該事務を規制する法律について、いざ問題が発生したときに「すぐにその条文に辿り着ける」ようにしてください。最後に、なぜ法の定めがそのようになっているのか、その文言の意義は判例上どのように言われているか、ほかの制度は使えないか等について、さらに深く法的に考察してみる必要があります。

よくわかる解説

自治体職員は行政を執行する地方公共団体の職員です。行政の中核は法の執行ですから、①その職務を適正に執行するためには、②法律を理解し、③法律を使うことができるようになる必要があります。

以下で具体的に説明しましょう。

心得につながる
Q&A
+
よくわかる解説



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

I 自治体法務の心得21か条とは

第0条 法律に強く、法律を使うことができる職員になろう。

[講義1] 法的スキルを身に着けるにはどうすればよいか。

II 自治体法務の法令解釈

第1条 法令の構造や基本的な法令用語を理解し、法令を正しく読めるようになるろう。

[講義2] 法令を読む際に工夫できること

[講義3] 法令用語を理解すること

第2条 仕事で使う法令(個別の行政法規)のプロになろう。
—その法令についてあなたより詳しい人は役所内にいないと思えるくらいに—

[講義4] 要綱とは何か。法令との違い。

第3条 法令解釈は柔軟かつ慎重に行おう。

[講義5] 外国人に生活保護法は適用されるか。

III 自治体法務の重要概念

第4条 処分性の理解は超重要!

[講義6] 処分性の有無はどのような基準で判断するのか。

[講義7] 行政指導とは何か。行政指導をする際の注意点にはどのようなものがあるか。

第5条 行政手続規制を理解し遵守しよう。

[講義8] 申請に対する処分の事務を担当する場合に、どのようなことに注意すればよいか。

[講義9] 不利益処分とは

第6条 補助金の公益上の必要性の有無は定期的なチェックが必要だ。

[講義10] 公益上の必要性とはどのように判断するのか。

[講義11] 補助金の交付決定は行政処分か、それとも契約か。

IV 自治体法務の思考

第7条 原則と例外を意識して整理しよう。

[講義12] 原則と例外による整理の方法

第8条 I R A C (アイラック) 思考を実践しよう。

[講義13] ごみ屋敷への対応と I R A C (アイラック) 思考の活用

第9条 対立利益をどのように調整するか視点を持とう。

[講義14] 本事例における対立利益は何か。

第10条 法律文書の基本である法的三段論法の記事を書けるようになるろう。

[講義15] 申請拒否処分の理由の提示はどのように書いたらよいか。

V 自治体法務の実践

第11条 情報公開・個人情報保護制度の基本を理解しよう。
～現代自治体職員のマストです。

[講義16] 情報公開条例の事務事業支障情報該当性についてどのように考えるか。

[講義17] 情報提供とは何か。情報公開とはどのように違うのか。

第12条 行政代執行の基本を理解しよう。

[講義18] 行政代執行はどのような手続で行うのか。

第13条 審査請求の基本を理解しよう。

[講義19] 審理員はどのような基準で行政庁の処分等の適法性・妥当性を判断するのか。

第14条 行政訴訟の基本を理解しよう。

[講義20] 取消訴訟とは何か。取消訴訟の訴訟要件にはどのようなものがあるか。

[講義21] 裁量処分の典型例である懲戒処分の違法性について、裁判所はどのような観点から審理・判断するか。

第15条 国家賠償訴訟の基本を理解しよう。

[講義22] 国家賠償法1条の成立要件は何か。

[講義23] 国家賠償法2条1項責任が認められるための要件は何か。

第16条 住民監査請求・住民訴訟の基本を理解しよう。

[講義24] 住民監査請求とは。住民訴訟とは。

第17条 職員の賠償責任の基本を理解しよう。

[講義25] 職員の賠償責任

第18条 予防法務の取組みと内部統制の理念を理解しよう。

[講義26] 静岡市行政リーガルドック事業の概要

[講義27] 静岡市の内部統制の取組み

第19条 訴えられてばかりいないで、たまには恐れずに訴えよう。

[講義28] 債権管理における裁判外紛争解決手続の活用

[講義29] 市営住宅の明渡請求訴訟の和解条項について

第20条 民法改正のポイントを理解しよう。

[講義30] 市営住宅の家賃請求権の消滅時効についてどのように考えるか。

第21条 自治体政策と日本国憲法の関係を理解し、意識しよう。

[講義31] 「政教分離原則」に違反しているかどうかはどのように判断するのか。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

